

平成31年度(2019年度)の保険料率は30年度と変更ありません

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年3月31日までの1年間の金額となります。保険料額決定通知書は、お住まいの市(区)町村から毎年7月中旬にお送りします。

年度の途中で新たに被保険者になったとき、年度の途中で被保険者でなくなったときは、月割りで保険料がかかります。保険料を決める基準である保険料率(「均等割額」と「所得割率」)は2年ごとに見直され、千葉県内で均一です。

◎平成31年度(2019年度)の保険料率

均等割額 41,000円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(*) × 7.89%	=	年間保険料額 (上限は62万円) (注)100円未満切捨て
------------------------	---	--	---	-------------------------------------

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

平成31年度(2019年度)から保険料の軽減措置が一部変更になります

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。

平成31年度(2019年度)は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。一方、保険料軽減特例の見直しに伴い、所得の低いかたの均等割の軽減割合が段階的に縮小されます。

所得の低いかたの均等割額の軽減

◎軽減判定所得基準

平成30年度

軽減割合	軽減判定所得基準
5割	33万円 + (27.5万円×被保険者の数)
2割	33万円 + (50万円×被保険者の数)



平成31年度(2019年度)

軽減割合	軽減判定所得基準
5割	33万円 + (28万円×被保険者の数)
2割	33万円 + (51万円×被保険者の数)

◎軽減割合

軽減判定所得基準	平成30年度	平成31年度(2019年度)	2020年度	2021年度
33万円以下の場合(被保険者全員の所得が0円の場合)①	9割	8割(*)	7割(*)	7割
33万円以下の場合(上記以外の場合)②	8.5割	8.5割(*)	7.75割(*)	

※軽減割合の変更は、保険料軽減特例の見直しによるものです。保険料軽減特例の見直しは、社会保障充実策として介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施されます。①のかたは、②のかたより社会保障充実策が強化されているため、平成31年度(2019年度)と2020年度で②のかたの軽減割合より低くなります。

◎平成31年度(2019年度)軽減判定所得基準

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の場合	被保険者全員の所得が0円の場合 (公的年金等控除額は80万円として計算)	8割	8,200円
	上記以外の場合	8.5割	6,150円
33万円 + (28万円×被保険者の数) 以下の場合		5割	20,500円
33万円 + (51万円×被保険者の数) 以下の場合		2割	32,800円

- ・軽減の判定は、被保険者や世帯主の所得により自動判定を行い、軽減を適用しますので、申請の必要はありません。
- ・軽減判定の対象となるかたの所得申告が無い場合には、所得の申告が必要となる場合があります。
- ・均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
- ・65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。